



# 特別支援教育の充実に向けて



愛媛県イメージアップキャラクター  
みきゃん

愛媛県教育委員会事務局  
指導部 特別支援教育課

## 特別支援教育の推進について (H19.4.1 文部科学省初等中等教育局長通知)

障害の種類や程度に応じる「特殊教育」から、  
一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う「特別支援教育」へ

### 1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

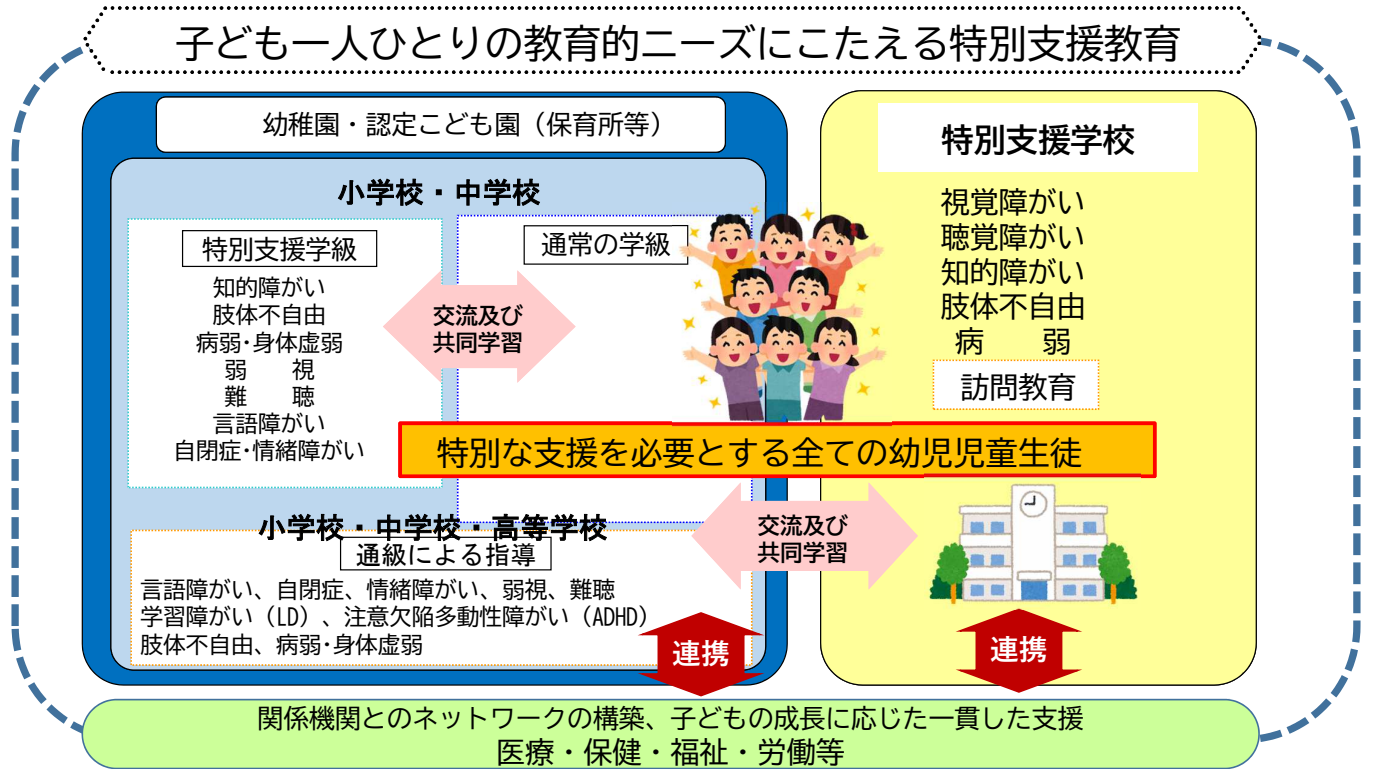
また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。

### 3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

# 1. 特別支援教育の理念（概念図）



## 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～（H29.3）

### 趣旨

障害者権利条約の批准や学校教育法等の改正に伴い、全ての学校、全ての学級において障害のある児童等に対する特別支援教育を行うことが求められていることを踏まえ、校内委員会の運営、特別支援コーディネーターの活用、「個別的教育支援計画」の策定・活用など、教育委員会や学校等における教育支援体制の整備のための要点を示したものを。

### 内容構成

以下の5部構成とし、設置者、校長、教員等の役職等ごとに具体的な役割等を記載。

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| 第1部 概論(導入編)               | 第4部 専門家用           |
| 第2部 設置者用(都道府県・市町村教育委員会等)  | ○ 巡回相談員用           |
| 第3部 学校用                   | ○ 専門家チーム用          |
| ○ 校長(園長を含む)用              | ○ 特別支援学校用(センター的機能) |
| ○ 特別支援教育コーディネーター用         | 第5部 保護者用           |
| ○ 通常の学級の担任・教科担任用          |                    |
| ○ 通級担当教員、特別支援学級担任および養護教諭用 |                    |

### 旧ガイドラインからの主な変更点

#### 〈対象とする児童等の拡大〉

- 対象を、発達障害のみならず、障害により教育上特別の支援を必要とする全ての児童等に拡大。

#### 〈対象とする学校の拡大〉

- 対象とする学校に、幼稚園及び高等学校等も加え、幼稚園から小学校、中学校から高等学校など、個別的教育支援計画等を活用した学校間での情報共有(引継ぎ)の留意事項を追記。
- 特別支援学校のセンター的機能の活用やその際の留意事項等を追記。

#### 〈対象とする教職員の拡大〉

- 児童等の健康状態を把握する養護教諭に求められる役割等(学校医や医療機関との連携、健康診断や保健指導における配慮など)を追記。通常の学級の担任・教科担任や特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当者、特別支援学級担任等の記載も充実

## 学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

学びを人生や社会に生かそうとする

学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

**「社会に開かれた教育課程」の実現**

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

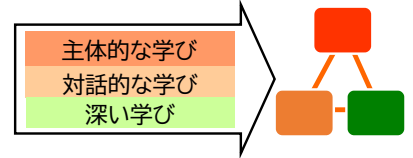
小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共(仮称)」の新設など  
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す  
学習内容の削減は行わない

高校教育については、些末な事実的知識の暗鬼が大学入学選抜で問われることが「課題となっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ラーニング」)  
の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成  
知識の力を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善



## 小学校等学習指導要領等における特別支援教育の充実 (H29.3, H30.3)

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領(平成29年3月)、高等学校学習指導要領(平成30年3月)において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を **組織的かつ継続的**に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する **教育課程編成の基本的な考え方**を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童への教育的支援を行うために、**個別の教育支援計画を作成、活用に努める**。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、**個別の指導計画を作成、活用**に努める。特に、**特別支援学級に在籍する児童生徒に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については**、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を**全員作成**。
- **各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫**。
- **障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習**。
- **高等学校における通級による指導の制度化(平成30年度から)**に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定。

## 学習指導要領における特別支援教育の充実

### (例)小学校 国語科(抜粋)

※小学校学習指導要領解説 国語編より抜粋

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- ・ 文書を目で追いながら音読することが困難な場合（**困難さ**）には、自分がどこを読むのかが分かるように（**指導上の工夫の意図**）、教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする（**個に応じた様々な手立て**）。
- ・ 声を出して発表することに困難がある場合（**困難さ**）や、人前で話すことへの不安を抱いている場合（**困難さ**）には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど（**個に応じた様々な手立て**）、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような（**指導上の工夫の意図**）配慮をする。
- ・ なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなどが必要である。

## 特別支援学校学習指導要領における〔自立活動〕

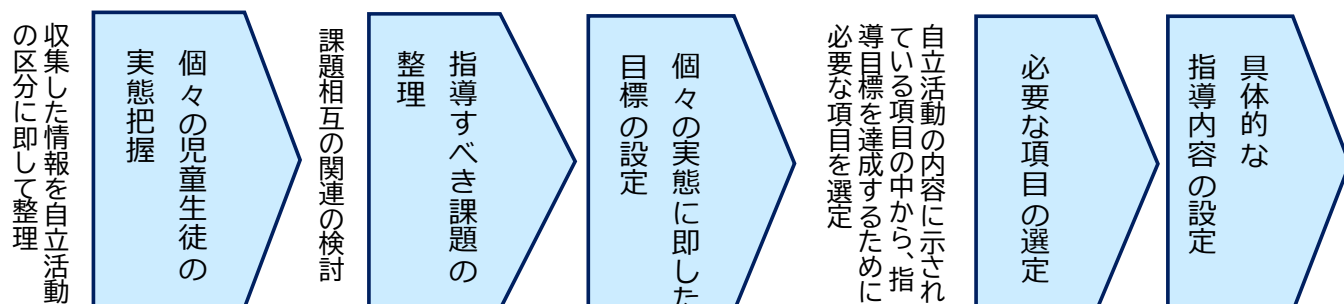
### ◆ 自立活動

#### 目 標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

#### 内容とその取扱い

- ・ 個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分27項目で示されている。
- ・ 学校は、幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。



## 自立活動の内容（6区分27項目）

<b>1 健康の保持</b> (1) 生活リズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康の状態の維持・改善に関する事。	<b>4 環境の把握</b> (1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
<b>2 心理的な安定</b> (1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	<b>5 身体の動き</b> (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
<b>3 人間関係の形成</b> (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。	<b>6 コミュニケーション</b> (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

## 特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

### 1 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、**幼稚園、小・中・高等学校の教育課程**との連続性を重視。
- 障害の重度・重度化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

### 2 教育内容等の主な改善事項

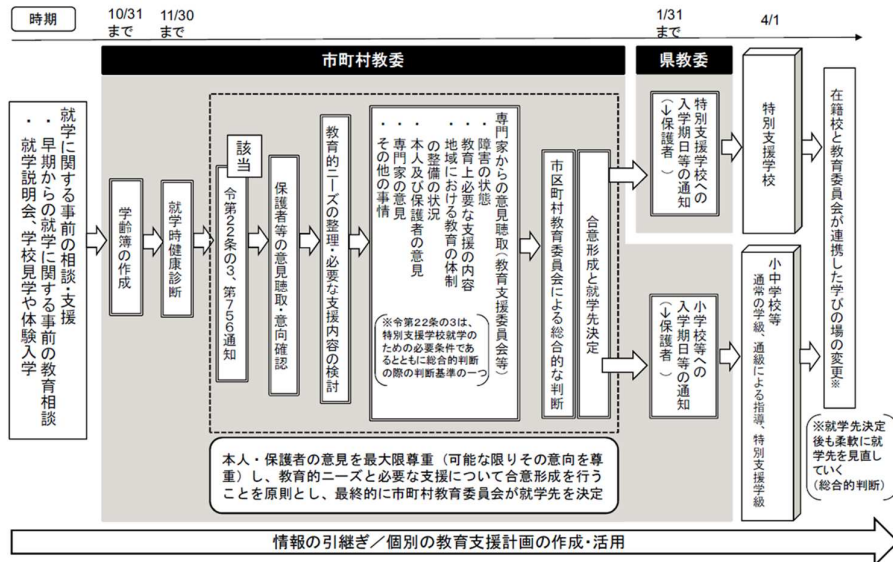
自立と社会参加に向けた教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、基本的な考え方を規定。</li> <li>● <b>知的障害者である子供のための各教科等</b>の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつなぐりに留意。</li> </ul>
一人一人に応じた指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等</b>について規定。<b>障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実</b></li> <li>● 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事」などを規定。</li> </ul>
自立と社会参加に向けた教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卒業後の視点を大切にカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。</li> <li>● 幼稚部、小学部、中学部段階からの<b>キャリア教育の充実</b>を図ることを規定。</li> <li>● <b>生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮</b>することを規定。</li> <li>● 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）</li> <li>● 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実</li> </ul>

# 障害のある児童生徒の就学先決定について(H25.9.1~)

平成25年8月 学校教育法施行令改正

「障害のある子供の教育支援の手引き」  
(R3.6文部科学省)より

障害のある児童生徒の就学先決定について、**市町村教育委員会が、個々の障がいの状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組み**とし、その際、**本人・保護者の意向を可能な限り尊重すること**としたもの。  
その他、**障害の状態等の変化を踏まえた転学**、視覚障害者等による区域外就学、保護者及び専門家からの**意見聴取の機会の拡大**等について規定を整備。



◆法令等に規定されている  
主な障がいの種類と学びの場

障害種	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
	学校教育法 施行令 第22条の3に よる	平成25年10月4日付け 25文科初第756号通知によ る	
知的障害	○	○	—
自閉症・情緒 障害	—	○	○
言語障害	—	—	○
LD	—	—	○
ADHD	—	—	○

## 「交流及び共同学習ガイド」(2019年3月改訂)

### ◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、**障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても**、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

### ◆第2章 交流及び共同学習の展開

1. 関係者の共通理解	学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。
2. 体制の構築	校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。
3. 指導計画の作成	交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。
4. 活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。</li> <li>・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。</li> <li>・事後学習で、振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障がい者理解に係る丁寧な指導を継続する。</li> </ul>
5. 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動時には、活動の狙いの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。</li> <li>・活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。</li> </ul>

# 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（令和3年1月）

## I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
  - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
  - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
  - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
  - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

## II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実**
  - ・乳幼児健診や児童健診の活用など早期からの相談・支援
  - ・就学相談における保護者への情報提供の充実
  - ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実
- 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実**
  - ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
  - ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
  - ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討
- 3. 特別支援学校における教育環境の整備**
  - ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書(知的障害者用)の作成
  - ・ICTを活用した在宅就労など新たな職種に係る人材育成の強化
  - ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
  - ・集中的な施設設備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
  - ・特別支援学校のセンター的機能(他の学校への支援)の強化
- 4. 高等学校における学びの場の充実**
  - ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
  - ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
  - ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

## III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

- 1. 全ての教師**
  - ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、管理職や通級による指導担当教諭など校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
  - ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
  - ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨
- 2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師**
  - ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
  - ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
  - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上。
- 3. 特別支援学校の教諭**
  - ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
  - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

## IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

- 1. ICT利活用の意義と基本的な考え方**
  - ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応
- 2. 指導の充実と教師の情報活用能力**
  - ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
  - ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
  - ・教師のICT活用スキルの向上
- 3. ICT環境の整備と校務のICT化**
  - ・学校におけるICTの利活用体制の整備
  - ・特別支援教育の校務のICT化(項目の標準化に向けた参考となる資料の提示)
- 4. 関係機関の連携と情報の共有**
  - ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

## V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 1. 就学前からの連携**
  - ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備
- 2. 在学中の連携**
  - ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進
- 3. 卒業後の連携**
  - ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有
- 4. 医療的ケアが必要な子供への対応**
  - ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
  - ・中学校区に医療的ケア実施拠点校設置を検討
- 5. 障害のある外国人児童生徒への対応**
  - ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

文部科学省初等中等教育局長通知(R4.4)

### ◆特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

《改善が必要な具体的な事例》

●特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。

●全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。

●通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。

●交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。

●交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

☆子どもの障がいや発達段階に応じて

- 当該学年と同じ教育課程を編成する
- 下学年の教科の目標・内容に替える

- 知的障がい特別支援学校の各教科に替える

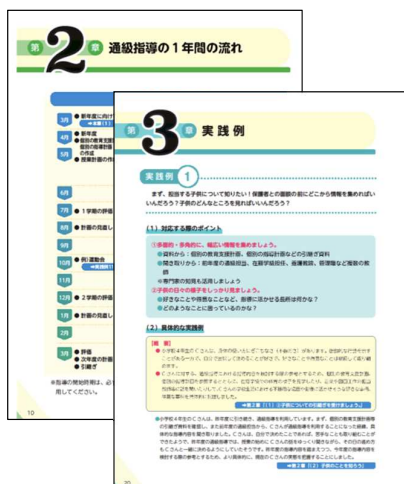
自立活動

教科等の時数は、標準時数と同じか、自立活動の時間を差し引いた時間となる。

教科等の時数は、児童生徒の障がいの状態により**必要と思われる時数を適切に**定める。

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」

「障害に応じた通級による指導の手引き」



- 第1章 「通級による指導」の趣旨・経緯と制度的位置付け
- 第2章 「通級による指導」Q & A
1. 教育課程
  2. 指導対象
  3. 指導内容・方法
  4. 指導時間・時期
  5. 通級指導教室の開設
  6. 通級指導担当教師
  7. 巡回による指導
- 第3章 参考資料

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」(H31.2～R2. 3)における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成。

文部科学省のHPで公開。

<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>

文部科学省は、「通級による指導」のさらなる活用や円滑な実施のため、制度の改正や状況の変化を踏まえた改訂第3版を平成30年8月に発刊。



# 令和5年度 愛媛県教育基本方針・重点施策

愛媛県教育委員会は、「愛顔あふれる『教育立県えひめ』の実現」を目指し、第3期の愛媛県教育振興に関する大綱に掲げる振興方針を踏まえながら、令和5年度の基本方針及び重点施策を次のように定め、市町教育委員会とも連携して、本県教育の充実に努めます。

## 3 一人ひとりを見つめる特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちが安心して学ぶことができるよう、松山城北特別支援学校（仮称）の設置など、**よりよい学校環境づくり**を進めるとともに、多様な学びの場の充実と、特別支援教育に係る教職員の資質向上に取り組むほか、学校や家庭、関係機関等が連携し**早い段階からの切れ目ない支援体制**を整え、一人ひとりの**障がいの状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実**を図ります。

また、企業や福祉事業所との連携の下、**発達の段階に応じたキャリア教育を推進**し、障がいのある子どもたちの**自立と社会参加を促進**するとともに、**交流や共同学習の機会**を通じて、障がいのある子どもとない子どもの**相互理解**や地域の人々への特別支援教育に対する**理解・啓発**を進めます。

# 令和5年度 特別支援教育重点目標（特別支援教育課）

## 一人ひとりを見つめる特別支援教育の充実

### 1 障がいのある子どもたちが安心して学べる教育環境の整備

- 特別支援学校の整備充実
- 障がいの状態等に応じた学校における医療的ケア実施体制の整備
- 特別な支援を必要とする子どもの多様な学びの場の充実

- ・松山城北特別支援学校（仮称）設置検討事業
- ・特別支援学校スクールバス整備事業
- ・特別支援学校医療的ケア実施体制充実事業
- ・巡回通級指導モデル構築事業

### 2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

- 切れ目ない支援体制の整備・充実
- 教職員の資質向上

- ・特別支援教育教職員資質向上事業
- ・免許法認定講習会
- ・特別支援教育理解啓発・連携推進事業  
（地域支援充実事業・専門家チーム派遣事業）

### 3 障がいのある子どもたちの進路希望の実現

- 早期からのキャリア教育・就労支援の充実
- 早期支援の充実と適切な就学の推進

- ・キャリア教育・就労支援充実事業
- ・障がい児就学相談事業

### 4 共生社会の形成に向けた障がい理解の促進

- 交流及び共同学習の推進
- 関係機関との連携強化と特別支援教育の理解啓発

- ・特別支援学校友達いっぱいプロジェクト事業
- ・特別支援教育理解啓発・連携推進事業  
（理解促進フォーラム・広域特別支援連携協議会）

# 愛媛県巡回通級指導モデル構築事業

## ○目的

地理的条件や地域の実情等を踏まえた新たな巡回指導の方法や環境整備、巡回指導担当教員等の育成等について検討・実証を行い、通級による指導を受ける児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導を実施するためのモデル構築を行う。

## ○取組内容

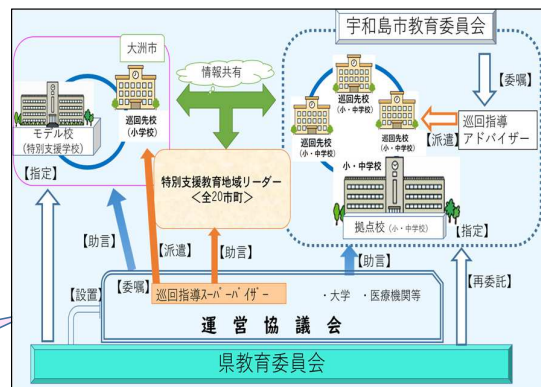
### 1 巡回指導を効果的かつ効率的に実施するための方法や体制整備等の検討・実証

- (1) 巡回指導スーパーバイザーの委嘱
- (2) モデル地域による巡回通級の研究
- (3) 県立特別支援学校による巡回通級の研究
- (4) 通級指導教室担当者及び指導的立場の教員等の育成

### 2 運営協議会の設置

- (1) モデル地域及び指定校における事業推進に係る指導・助言
- (2) 研究成果の検証

R5 宇和島市をモデル地域として実施



## 校内研修の充実に向けて

特別支援教育校内研修プログラム集

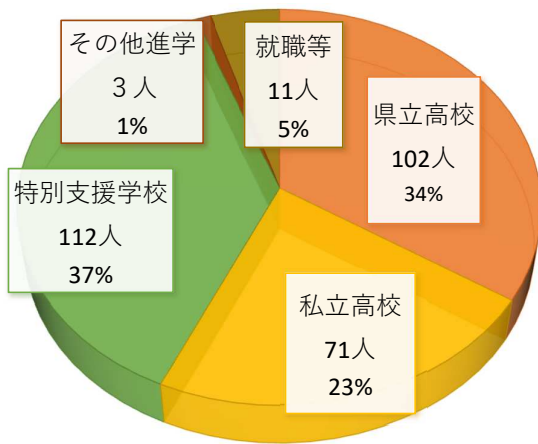


### 1 理論

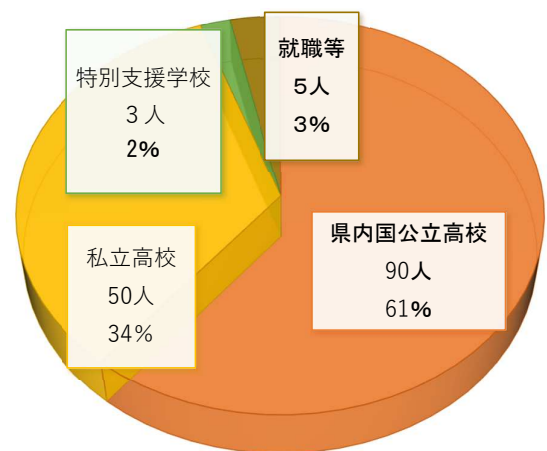
- 1 障がいの基礎知識
- 2 特別支援教育の 動向
- 3 校内支援体制の整備
- 4 切れ目ない支援体制の構築
- 5 保護者
- 6 関係者・関係機関等との連携
- 7 就学

# 中学校特別支援学級等卒業生の進路状況

## 令和3年度中学校特別支援学級等卒業生の進路状況 (令和4年4月7日現在)



特別支援学級(全障がい種)卒業生  
299人



通級による指導を受けた卒業生  
148人

## 高校における通級による指導

国における法令の改正に伴い、従来、小・中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程において実施可能であった「通級による指導」が、平成30年4月から、高等学校及び中等教育学校後期課程でも実施可能に。

- 《平成30年度から》 県立新居浜商業高等学校
- 《令和 元年度から》 県立長浜高等学校
- 《令和 2年度から》 県立北宇和高等学校三間分校

(愛媛県教育委員会 高校教育課HP参照)

### ◆ 学校教育法施行規則及び文部科学省告示(平成28年12月)

- 高等学校で障がいに応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる。
- 障がいに応じた特別の指導を**高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる。
- 障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含める**ことができる。  
(施行：平成30年4月1日)



(文部科学省資料による)

## 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成状況

特別支援教育体制整備状況調査結果（調査基準日：令和4年5月1日）

		幼稚園	幼保携型 認定こども園	小学校	中学校	高等学校 中等教育学校
計画の作成	特別支援学級			100%	100%	
	通級による指導			100%	100%	100%
	上記以外	90.1% ↑	57.1% ↓	94.0% ↑	92.3% ↑	94.3% ↓
計画の指導	特別支援学級			100%	100%	
	通級による指導			100%	100%	100%
	上記以外	91.0% ↑	56.8% ↓	98.2% ↑	95.6% ↑	96.4% ↑

※ 「特別支援学級」の欄は、特別支援学級を設置しており、同学級に在籍する全ての児童生徒について個別の教育支援計画等を作成している学校の割合を示す。  
 「通級による指導」の欄は、通級による指導を受けている児童生徒が在籍しており、指導を受けている全ての児童生徒について個別の教育支援計画等を作成している学校の割合を示す。

### 特別な支援を必要とする生徒に関する中学校・高等学校間の情報連携の推進について （愛媛県教育委員会教育長通知 H30.1）

#### 2 基本方針

特別な支援を必要とする生徒に関して、進学先での指導・支援の充実を図るため、中学校と高等学校の間において、学校訪問や連絡会等により、生徒の状況等について情報交換をする機会を設ける。

- 個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用しなければならないこと。
- 個別の教育支援計画等を適切かつ確実に引き継ぐよう努めること。

特別支援教育指導資料(改訂第2版)

『 特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援 一切れ目ない支援体制の構築に向けて 』  
 愛媛県教育委員会（R2年3月）

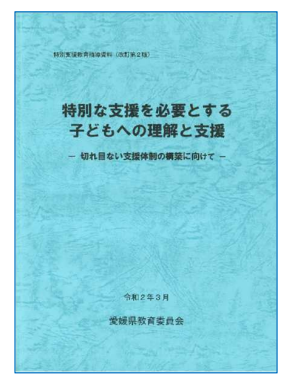
特別支援教育に関する理解や制度等の進展に対応し、さらに地域や学校での支援体制の整備・充実を図るため、指導資料『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援』（愛媛県教育委員会 H21発刊）を10年ぶりに改訂

- ① 実態把握表
  - 子どものつまずきや困難さに気づき、適切な支援につなげることを目的として、学習、運動・動作・感覚、行動、対人関係・コミュニケーションについて把握を行うチェックリスト
- ② 個別の教育支援計画
  - 長期的な視点で、一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関（医療・保健・福祉・労働等）や保護者と連携して作成した支援計画
- ③ 個別の指導計画
  - 関係教職員の共通理解の下に一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かい指導・支援を行うために、学校における具体的な指導の目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画

状態像を捉える！

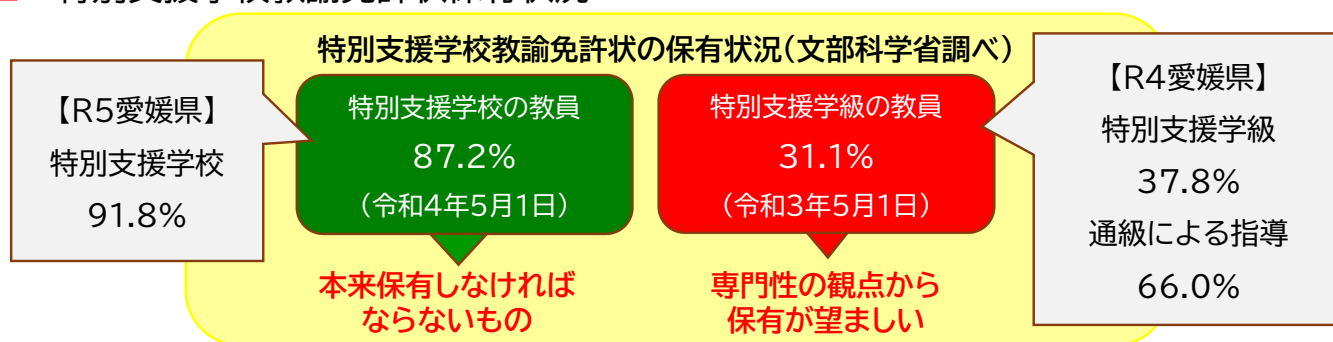
必要な情報の共有！

指導・支援の充実！



## 担当教員の状況

- 特別支援教育コーディネーター  
 全ての小・中学校で指名 → 1校当たり 約1.4人  
 567人(令和4年4月1日現在) 全体の41.6%が経験年数0～2年、10年以上 77人
- 特別支援学級担任者・通級による指導担当者  
 1,003人(令和4年5月1日現在) → 全体の30.2%が経験年数0～2年  
 経験年数20年以上 64人
- 特別支援学校教諭免許状保有状況



小・中学校の特別支援学級担任の所持率も**現状の2倍程度**目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。(平成27年中央教育審議会答申) 【本県保有率38.7%(H27.5.1現在)】



### 特別支援教育、合理的配慮に関する問い合わせ先

愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

■TEL 089-912-2967 ■FAX 089-912-2964

■E-mail tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp

■HP <https://ehime-c.esnet.ed.jp/shougaiji>

愛媛県総合教育センター 特別支援教育室

〒791-1136 松山市上野町甲650

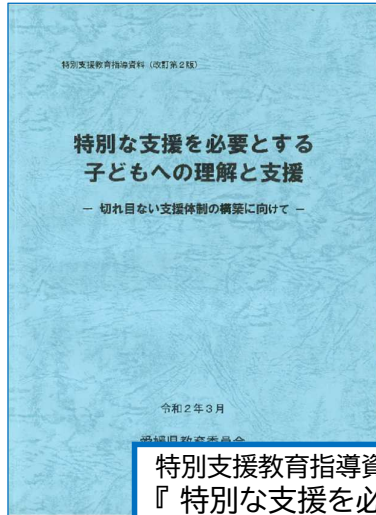
■TEL 089-963-3113

音声案内が聞こえた後、207,208,209のいずれかをダイヤル

■HP <https://www.esnet.ed.jp/center/soudan/>

※愛媛県では「障害」を「障がい」と表記することとしていますが、法令や文部科学省などから引用する場合は「障害」と表記しています。

# えひめ特別支援パッケージの活用について



特別支援教育指導資料(改訂第2版)  
『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援  
一切れ目ない支援体制の構築に向けて』  
愛媛県教育委員会 (R2年3月)

◆個別の教育支援計画の作成・活用

◆個別の指導計画の作成・活用



愛媛県イメージアップ  
キャラクター  
「みきゃん」

## 支援をつなぐ「えひめ特別支援パッケージ」

### ◆支援パッケージとは

障がいのある子ども一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した確な指導・支援を行うためのツール。

パッケージは、実態把握から個別の教育支援計画、個別の指導計画へと連動して機能する。

#### ① 実態把握表

子どものつまずきや困難さに気付き、適切な支援につなげることを目的として、学習・運動・動作・感覚・行動、対人関係・コミュニケーションについて把握を行うチェックリスト

状態像を  
捉える！

#### ② 個別の教育支援計画

長期的な視点で、一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関(医療・保健・福祉・労働等)や保護者と連携して作成した支援計画

必要な情報  
の共有！

#### ③ 個別の指導計画

関係教職員の共通理解の下に一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かい指導・支援を行うために、学校園における具体的な指導の目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画

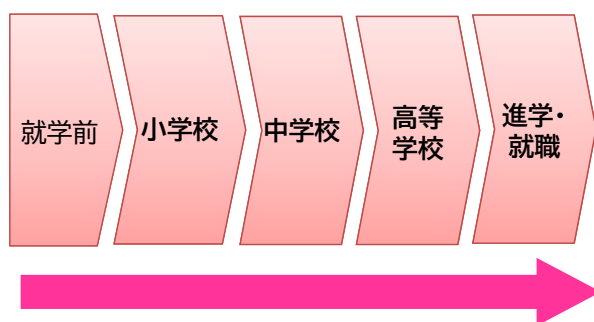
指導・支援  
の充実！

## ◆支援パッケージの特徴

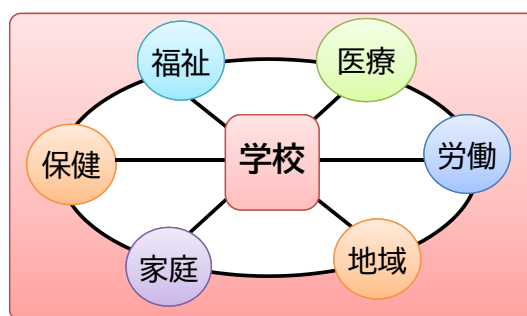
効率的に！	必要な情報を効率的に整理。
明確に！	子どものつまずきや困難さが見える実態把握。
相互に連動！	実態把握から支援目標や具体的支援を設定。
保護者と共に！	学校園と保護者間で子どもの支援の在り方を共有。

## ◆支援をつなぐ

就学や進学時等に切れ目なく支援をつなぐ！



保護者や地域、関係機関と支援をつなぐ！



## えひめ特別支援パッケージの構成

### 6つのシート

- ・学校と保護者(本人)の確認シート
- ・実態把握チェックシート
- ・個別の教育支援計画《基本情報シート》
- ・個別の教育支援計画《フェイスシート》
- ・個別の教育支援計画《支援シート》
- ・個別の指導計画シート

原則、本人・保護者が参画しながら作成

# 学校と保護者(本人)の確認シート

確認シート

学校と保護者(本人)の確認シート

学校・園名	〇〇市立〇〇幼稚園		
ふりがな	オホシロ ヒロコ		
本人氏名	愛媛 華太郎、本人、保護者お一人の方と、他のシートにもお記入ください。		
保護者氏名	愛媛 文恵		

学年・学期	計画内容の概要	関係機関との情報共有の概要	本計画による経過の概要
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	計画・支援について、本人、保護者ともに内容を確認し、同意を得ます。(同意の理由)	本計画による関係機関等との関係での情報共有することについて、同意を得ます。本人、保護者から同意を得られない場合は、内容のみでの共有となります。	進捗、効果、途中、本計画に比、子どもへの成長や理解を確認し、同意を得ます。本人、保護者から同意を得られない場合は、本計画を引き継ぐこととはできません。
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
所長兼印	(注) 提出は、「学習の進捗が支援計画の進捗を反映して、保護者は本人と計画内容の共有が確認でき、その内容については、確認して同意を得る。また、その上で、必要に応じて関係機関との連携、連携します。								
担任者印									

特別支援教育指導資料(改訂第2版)  
『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援  
一切れ目ない支援体制の構築に向けてー』P32

## 本人・保護者との合意形成

## 作成した計画内容

## 関係機関との情報共有

## 進級・転出・卒業時の引継ぎ

※同意を得られない場合は、公的な  
場所で活用したり、引継ぎ資料として  
提供したりすることはできない。

# 実態把握2次チェックシート

※目標・結果ご参照用 実態把握2次チェックシート

園名: 〇〇市立〇〇幼稚園  
学年: 令和 年 月 日

クラス: 本人氏名: 〇〇市立〇〇幼稚園  
氏名: 愛媛 華太郎

※指導計画に添った、支援計画の進捗を反映して、関係機関との連携を確認し、連携します。

項目	1	2	3	4	評価
1 目標の一つの達成を挙げて行動する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	4
2 目標達成で、達成している人に対して感謝の言葉を伝える。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2
3 目標で二つの達成の両方を挙げて行動する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	2
1 正しい順序で話す。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
2 声に合った声の大きさで話す。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
3 欲求を正しく伝えて2語文で話す。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
4 経験した出来事、話を述べて話す。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
5 学年前の子どもと会話をする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
1 名前を覚える。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2
2 声しなやかに、声量を覚える。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2
1 フリーハンドで描き出す線の数を数える。(横、縦)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	1
2 筆順や中線を数える。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1
3 三角形の辺の数を数える。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2
1 コマでの数の概念を理解する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
2 自分や年齢を数で表現する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
3 多い、少ないが分かる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
1 文字と読み、書きの区別が分かる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
2 「あ」「い」を区別する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
3 〇と口を区別する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	4
4 2つの図形を順番に数え上げる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	4
1 筆順やボールのやりとりをする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	4
2 なわとびをする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	4
3 片足跳び(ワンラン)をする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	4
4 おけっこや伝言の時に手元のタイミングを合わせて動く。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	4
5 言葉や動作や話を聞く時に、姿勢を促して椅子に座る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	4
6 挨拶やダンスをする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	4

特別支援教育指導資料(改訂第2版)  
『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援  
一切れ目ない支援体制の構築に向けてー』  
P33, 34

※1次チェック(指導資料P41参照)  
で、一つでも該当すれば行う。

「何がどこまでできるのか」  
「これまでどのような学びを  
積み重ねてきたのか」など確認

## 目標設定や具体的な指導・支援

保護者

作成した計画の  
根拠資料

本人

自己理解を深める  
セルフチェック



# 個別の教育支援計画《基本情報シート》

特別支援教育指導資料(改訂第2版)  
『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援  
一切れ目ない支援体制の構築に向けて』P35、36

本人や家族に関する情報

成育歴や療育・教育歴

手帳の取得

諸検査の記録

※本人に告知をしていない場合など、本人の心情に十分配慮して記入する。

# 個別の教育支援計画《フェイスシート》

特別支援教育指導資料(改訂第2版)  
『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援  
一切れ目ない支援体制の構築に向けて』P37

本人・保護者からの聞き取り

関係機関からの情報

担任としての気づき

などから記入

「実態把握2次チェックシート」の入力結果を反映

基本情報シートとともに

- ・長期支援目標
- ・個別の指導計画 **作成に活用**

# 個別の教育支援計画《支援シート》

支援計画支援シート

個別の教育支援計画  
《支援シート》

ふりがな: 支那の ほろこ  
氏名: 支那 花子 表  
学年: 国語科

対象となる児童の状況  
本人、保護者の思いや願いを踏まえ、児童の学習、進路、進学、就職等の各分野を支援し、社会的な自立の達成に向けて、「今、どのような支援が必要か」を、「今の状況」を踏まえ、適切な支援策を決定し、その実施、進捗管理の目標を設定し、その実施、進捗管理の状況について、定期的に評価を行います。

目的  
児童の学習の進捗に「合理的配慮」について、学習指導要領に基づき、適切な支援策を決定し、その実施、進捗管理の目標を設定し、その実施、進捗管理の状況について、定期的に評価を行います。

支援者・関係機関の連携  
児童の学習、進路、進学、就職等の各分野を支援し、社会的な自立の達成に向けて、「今、どのような支援が必要か」を、「今の状況」を踏まえ、適切な支援策を決定し、その実施、進捗管理の目標を設定し、その実施、進捗管理の状況について、定期的に評価を行います。

本人・保護者の同意  
児童の学習に支障をきたすことなく、児童の学習を進め、社会的な自立の達成に向けて、「今、どのような支援が必要か」を、「今の状況」を踏まえ、適切な支援策を決定し、その実施、進捗管理の目標を設定し、その実施、進捗管理の状況について、定期的に評価を行います。

次年度への継続事項  
児童の学習に支障をきたすことなく、児童の学習を進め、社会的な自立の達成に向けて、「今、どのような支援が必要か」を、「今の状況」を踏まえ、適切な支援策を決定し、その実施、進捗管理の目標を設定し、その実施、進捗管理の状況について、定期的に評価を行います。

【作成】 〇〇市立〇〇小学校 (記入者) (記入者)  
(記入者) (記入者)

特別支援教育指導資料(改訂第2版)  
『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援  
一切れ目ない支援体制の構築に向けてー』P38, 39

## 本人・保護者の参画

本人・保護者の思いや願い

目標設定

合理的配慮の提供

## 関係機関の横の連携

各機関が果たす役割を明示

## 関係機関の縦の連携

将来に向けて、  
「今、どのような支援が必要か」

毎年更新・作成

## 合理的配慮について

- 合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校園と本人・保護者により、合意形成を図った上で決定する。
- 合理的配慮の決定に当たっては、設置者及び学校園が、「均衡を失した」又は「過度の」負担にならないよう個別に判断する。
- 障がいのある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価する。

# 学校園における合理的配慮の観点(3観点11項目)

## ① 教育内容・方法

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

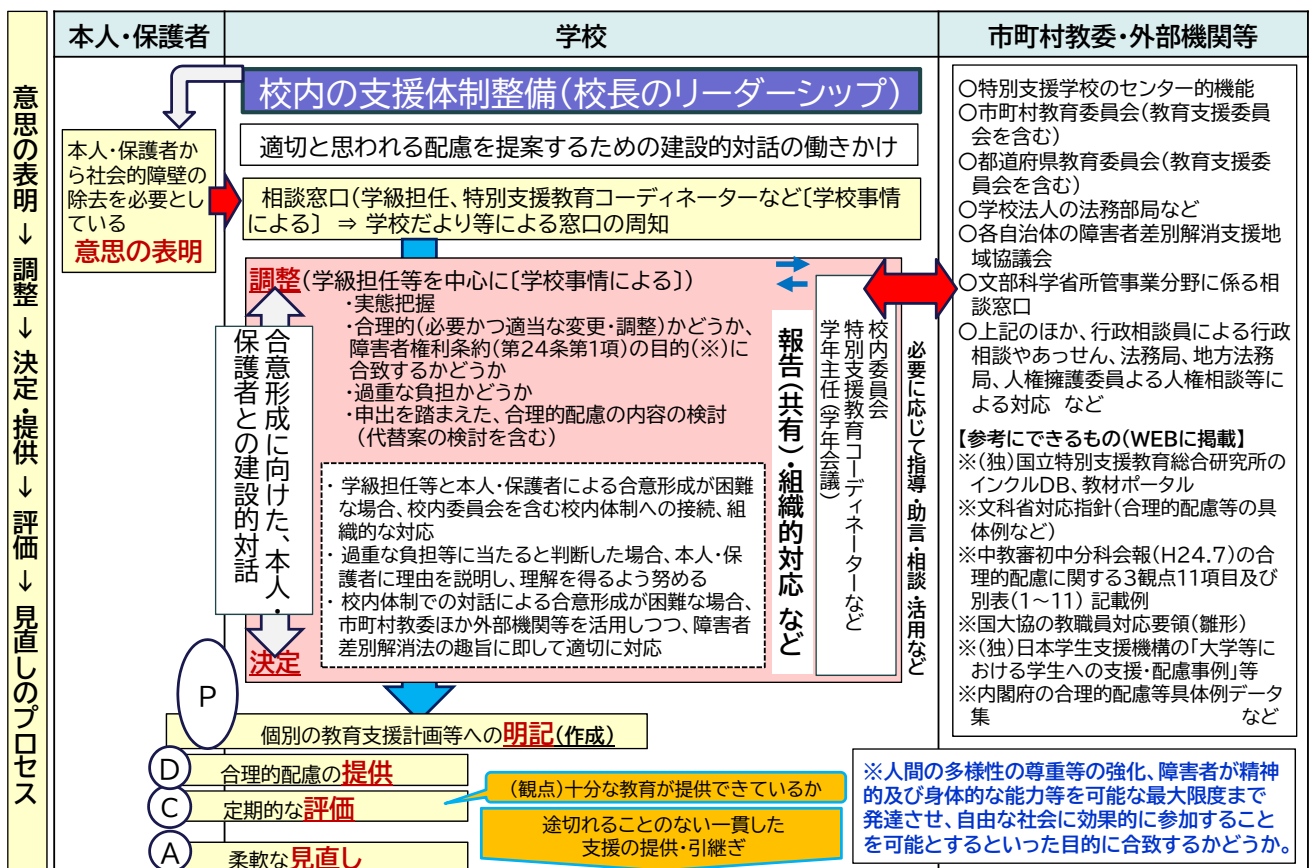
## ② 支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

## ③ 施設・整備

- ③-1 校園内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

## 各学校における合理的配慮の提供のプロセス(対応指針等を基にした参考例)



# 個別の指導計画シート

個別の指導計画シート		ふりがな	まひの はなこ
氏名		愛媛 花子	
学校・学年	〇〇市立〇〇小学校	学年・級	1年1組
指導に当たった長期支援目標			
個別の教育支援目標(支援シート)から発展的に記載されます。			
長期目標(1年間)			
長期目標は、おおむね1年間で行われます。個別の教育支援目標の支援目標を踏まえて、本人の教育的ニーズを優先に設定します。本人が主体的に取り組めること、達成可能な内容にすること、複数の目標を一つにまとめる優先順位を定めること等が、重要です。その際、児童等の成長での目標となるよう、「～する」「～ができる」等の表現は、避けます。			
【 期】の目標			
教科・領域等	短期目標	指導の手立て(有効な)	経過と評価(達成状況、継続性、見直し等)
教科、領域、学習等、教育支援が必要な本人の状況に合わせて項目を立てます。	教科や領域に関して、短期目標を設定し、本人の成長に合わせた指導を行います。また、評価時に、達成できなかった理由を明らかにし、指導方法を検討します。	短期目標が達成されたら、本人が主体的に取り組めるよう、本人の成長に合わせた指導を行います。また、評価時に、達成できなかった理由を明らかにし、指導方法を検討します。	経過と評価(達成状況、継続性、見直し等)
(作成日)	(評価日)	(記入者)	

特別支援教育指導資料(改訂第2版)  
『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援  
一切れ目ない支援体制の構築に向けて』P40

※各学校園の段階や当該学級等の教育課程、個々の状況等に応じて、様式を調整

個別の教育支援計画  
(長期支援目標・合理的配慮)  
教育課程等を踏まえて**作成**

目標や手立ての妥当性、  
子どもの成長を**評価**

指導方法や内容の**改善**

## 作成に当たって

- 最初から全てを記入しようとするのではなく、  
保護者を含め関係者と情報を共有しながら書ける  
ところから書き始める。(適宜、修正を加えながら)
- 本人・保護者の心情に十分配慮する。  
障がいの診断・療育手帳の取得の有無、心理検査の記録等  
➡ **保護者の要請に応じて、本人に見せないよう**  
**各シートの裏面に表示したり、別紙としたりするなど**
- 個人情報管理の徹底

※ 様式は、特別支援教育課HPより、ダウンロード可

# 特別支援教育 校内研修プログラム集・研修プラン

障がいにより特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校・園に在籍する可能性があり、全ての教員が特別支援教育についての基礎的な知識及び技能を有する必要があります。

校内研修プログラム集及び研修プランは、特別支援教育に関する研修に活用できる資料を集め、紹介するものです。各学校・園の実態や状況に応じて活用してください。先生方の学びが、子どもたちの『愛顔あふれる学校・園生活』につながることを願っています。



※最新版は、愛媛学びの森で御確認ください。

校内研修プログラム集には、次のような工夫を行っています。

工夫  
その1

## 基礎・基本が分かる！

特別支援教育の基礎的・基本的な内容を中心に紹介しています。各学校・園の実態や状況に応じて選択し、活用してください。

工夫  
その2

## 1項目の研修時間は20分！

短時間の研修にも対応できるように、1項目の研修時間を20分程度に設定しています。ショート研修として活用するのもよし、項目を組み合わせるロング研修にするのもよし、自由にアレンジして活用してください。

工夫  
その3

## 多様な形態で学べる！

パワーポイント、PDF、Webサイト(動画等)などの資料を幅広く紹介しています。集合型研修、資料配布による研修、各自で行う研修など、多様な研修形態に対応できます。

研修プランは、複数の校内研修プログラムを組み合わせ、目的に応じて活用する方法を示したもので、以下のテーマごとに作成しています。

- 障がいの特性の理解と教育的対応について（4プラン）
- 各校の実態に応じた支援体制について（5プラン）
- 切れ目ない支援体制について（2プラン）
- 個別の教育支援計画
  - ・個別の指導計画作成について（2プラン）
- 就学・進学について（2プラン）



愛媛県イメージアップ  
キャラクターみきゃん  
まじめ課長

# 校内研修プログラム集の各資料について

## パワーポイント

パワーポイント資料のノート部分には、読み原稿を付けています。各学校・園の実態や研修のねらい等に応じてご活用ください。

集合型研修で活用できるな。



学校と保護者(本人)の確認シート

本人・保護者との合意形成

作成した計画内容

関係機関との情報共有

進級・転出・卒業時の引継ぎ

※同意を得られない場合は、公的な場所で活用したり、引継ぎ資料として提供したりすることはできない。

それでは各シートについて説明します。まず、「確認シート」です。このシートは、合意形成を確立するためのものです。パッケージは、学校園と本人・保護者が協力して活用するという観点から、作成した計画内容や関係機関との情報共有、進級・転出・卒業時の引継ぎに関して、本人・保護者との合意形成を図り、保護者同意となれば押印をします。逆に、同意が得られない場合、公的な場所で活用したり、引継ぎ資料として提供したりすることはできません。学校園長は、「個別の教育支援計画」作成の責任者として、本人・保護者と合意形成を図る前に、内容について確認し、その上で年度末に全ての記載内容を確認し、押印します。なお、このシートに学校園名、本人・保護者名を入力すると、他のシートにも自動入力されます。

## PDF

PDF 資料は、必要な部分を印刷して、資料やワークシート等として活用することもできます。

資料配布による研修にいいな。



インクルDBを活用した研修の参考にしてください。

- ・インクルーシブ教育システムとは
- ・合理的配慮について

基本的な事項を記載しています。

国立特別支援教育総合研究所

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会 より

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会 より

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会 より

特別支援教育の推進

## Web サイト(動画等)

特別支援教育推進センター

発達障害のある子どもの教育に関わる教員を主な対象として、発達障害のある子どもの教育的支援に必要な基礎的知識について、個人や職場での研修に活用いただけるよう講座を企画・配信。

NITS 独立行政法人教員支援機構のオンライン講座

全国の学校教育関係機関に、豊富で質の高い研修機会を提供するため、校内外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるよう、「校内研修シリーズ」を軸に、講義動画などの研修教材を提供しています。

オンライン講座視聴方法

- 1 「NITS 独立行政法人教員支援機構」のホームページ (https://nits.nise.go.jp/) にアクセスし、「オンライン講座」をクリックする。
- 2 「校内研修シリーズ(テーマ別)」又は「新学習指導要領(教科別研修シリーズ)」等をクリックし、視聴したい動画を選択する。

研修に役立つweb サイト(動画等)へのアクセスの仕方について紹介しています。

動画等資料は、研修の事前・事後に各自視聴することで効率よく研修することができます。

各自で行う研修に使えるね。



# 研修プランの活用の仕方について

研修の目的に応じて、校内研修プログラムの一部または全部を組み合わせ、40～50分の研修を行う研修プランを作成しています。研修プランは、5項目15プランあり、教員用Webサイト「愛媛学びの森」学習支援サイトに掲載しています。

<b>&lt;研修の内容&gt; 就学・進学について（小・中学校教員向け）</b>	
<b>&lt;時間・準備物等&gt;</b> 15分 パソコン、プロジェクター 研修プログラム資料	<b>&lt;使用する校内研修プログラム&gt;</b> 1 1-5-①「保護者との連携」（スライド6～10） 2 1-6-②「卒業後（進学、就労）」（スライド8） 3 1-7-①「早期からの一貫した支援の充実」（スライド12） 4 1-7-②「多様な学びの場について」（スライド5）
<b>&lt;研修の流れ&gt;</b> 1 本日の研修の内容や流れを説明し、研修の目的を確認する。 2 講義（約15分） （1）1-7-①「早期からの一貫した支援の充実～知っている、適切な進学先を決定するには、早期からの一貫した支援の充実～について」（スライド12） （2）1-7-②「多様な学びの場について」（スライド5） （3）「保護者との連携」（スライド6～10）を用いて、保護者の障がいへの気付きから受容までについて説明する。 （4）「卒業後（進学、就労）」（スライド8）を用いて、卒業後の進路について説明する。 3 保護者役に分かれて、懇談（相談）の演習を行う。 演習① ⇄ 教員B ⇄ 教員A ⇄ 保護者役 ⇄ ディスカッション ⇄ 演習② ⇄ 教員A ⇄ 教員B ⇄ 担任役（保護者役） 4 感想発表や振り返りアンケートへの記入等を行い、研修のまとめをする。（約3分）	
<b>&lt;研修後に望む教師の姿&gt;</b> ○ 就学・進学についての基礎的な知識を身に付ける。 ○ 保護者の気持ちを考えた相談の在り方を知る。	

**時間・準備物等**

**使用する校内研修プログラム及び使用するスライド番号**

**研修の流れ**

※ スライドや図等を使って、具体的に分かりやすく例示しています。

※ 演習や協議、事例検討会等、研修形態の例を示しています。

**研修後に望む教師の姿**

愛媛学びの森に掲載しているよ。



# 地域リーダーが選びました

通常の学級の担任を含む特別支援教育の経験の浅い先生にぜひ知ってほしいプログラムは？

- ・「障害の状態等に応じた教育的対応」  
(知的障害)(自閉症)(情緒障害)(学習障害)  
(注意欠陥多動性障害)
- ・「発達障害って、なんだろう？」  
※ミニ研修(スライド1~14)でも使えるよ。
- ・「特性の理解(発達障がいの周辺)」  
※ミニ研修(スライド6~10)でも使えるよ。

まずはここから



他にも、次のプログラムはミニ研修にも使いやすいよ。

- ・「二次障害の理解と対応(13)」
- ・「えひめ特別支援パッケージの活用について」(スライド5~11)
- ・「書くことが苦手な子(5)」

<p><b>小学部の各教科等</b></p> <p>生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳(道徳科)、特別活動(特別活動)については、特に必ず機会を設け、全ての子どもに履修させる。特別活動は、必要に応じて設けることができる。</p> <p>社会科、理科、家庭科の教科の内容を生活科に包含する。</p> <p><b>中学部の各教科等</b></p> <p>国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に必ず機会を設け、全ての子どもに履修させる。</p> <p>外国語科は、必要に応じて設けることができる。特に必要がある場合には、その他必要な教科を選択教科として設けることができる。</p>	<p><b>1. 注意欠陥多動性障害の理解</b></p> <p><b>① 概要</b></p> <p>注意欠陥多動性障害とは(ADHD: Attention Deficit Hyperactivity Disorder)</p> <p>年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態</p> <p>「通常は注意になる前に行動し、それが原因で障害するもの」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す</li> </ul> <p>原因 ▶ 中枢神経系に何らかの原因による機能不全があると推定</p> <p><b>② 具体的な状態像</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 不注意 気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事項を忘れたりすることが多い。</li> <li>イ 衝動性 話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いどくままに行動して他人の行動を妨げたりすることが多い。</li> <li>ウ 多動性 じっとしていることが苦手で、常に多動な行動があり、話したりするにもかかわらず、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。</li> </ul>	<p><b>① 発達障害とはどんな障害？</b></p> <p>発達障害は、脳機能の発達が関係する障害です。発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。</p> <p>また、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と評され、敬遠されることも少なくありません。</p> <p>その原因が、親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものだと周囲の人が理解すれば、接した方も変わってくるのではないのでしょうか。</p>
<p><b>② 主な発達障害の特徴は？</b></p> <p><b>1 広汎性発達障害</b></p> <p>コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関する発達障害の総称です。自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット症候群、小児期解離性障害、特定不能の広汎性発達障害を含みます。</p> <p>▶ <b>自閉症</b></p> <p>自閉症は、「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴をもつ障害です。最近では、自閉スペクトラムと呼ばれることもあります。</p> <p>▶ <b>Aちゃんの例</b></p> <p>自閉症のAちゃんは、急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になり、動悸が激しくなることがあります。</p> <p>その不安を周りの人が察すると、赤粉に不安が高まって突然大きな声を出してしまうことがあります。</p> <p>周りの人から、「どうしてそんなに不安になるのかわからないの、何をしただけなのにわかかな」と言われてしまいます。</p> <p>でもよく知っている場所では、一生懸命、活動に取り組むことができます。</p> <p>▶ 教育インターネットテレビ自閉症講座を知ってください</p>	<p>何かに取り組む(学習したり、仕事をしたりするとき、頭の中のパズルの形や色を整理して、組み合わせよう。</p> <p>パズルの形や色の整理の仕方を具体的に教える。</p>	<p><b>学校と保護者(本人)の確認シート</b></p> <p>学校と保護者(本人)の確認シート</p> <p>本人・保護者との合意形成</p> <p>作成した計画内容</p> <p>関係機関との情報共有</p> <p>進級・転出・卒業時の引継ぎ</p> <p>※同意を得られない場合は、公的な場所で活用したり、引継ぎ資料として提供したりすることはできません。</p>

- 愛媛県教育委員会の提供する資料の著作権は、愛媛県教育委員会事務局に帰属します。
- 愛媛県総合教育センターの提供する資料の著作権は、愛媛県総合教育センターに帰属します。
- 各指定団体の Web サイト等の資料の著作権は、当該指定団体に帰属しており、その利用については、各指定団体が設定した条件に従うものとします。



**問い合わせ先**

**愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課**

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

■ TEL 089-912-2967 ■ FAX 089-912-2964  
■ E-mail tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp  
■ HP <http://ehime-c.esnet.ed.jp/shougaiji>